

# ストック・オプション税制 - 調書の提出

制度調査部  
中田 綾

## 【要約】

ストック・オプションに関する調書には、主に「新株予約権の付与に関する調書」「特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書」及び「新株予約権の行使に関する調書」がある。

特に、ストック・オプションの特例を受けようとする場合（税制適格ストック・オプションの要件）には、新株予約権の付与に関する調書の提出が求められるため、必ず提出しておく必要がある。

## ストック・オプションに関する調書

提出する調書	提出	
<b>新株予約権の付与に関する調書（注1）</b> 租税特別措置法 29 の 2 同法施行令 19 の 3 同法施行規則 11 の 3	発行会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック・オプションを付与する場合</li> <li>・ストック・オプションを付与した日の属する年の翌年1月31日までに、本店所在地の所轄税務署長に提出</li> </ul>
<b>特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書（注2）</b> 租税特別措置法 29 の 2 同法施行令 19 の 3 同法施行規則 11 の 3	証券会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック・オプションの権利行使により取得した株式</li> <li>・保管の委託等をしている特例適用者ごとに、毎年1月31日までに、営業所等の所在地の所轄税務署長に提出</li> </ul>
<b>新株予約権の行使に関する調書</b> 所得税法 228 条の 2 同法施行令 354 条 同法施行規則 97 の 2	発行会社 （注3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック・オプションの行使があった場合</li> <li>・ストック・オプションが行使された日の属する年の翌年1月31日までに、当該株式会社の所在地の所轄税務署長に提出</li> <li>・税制適格ストック・オプションを除く</li> </ul>

（注1）税制適格の適用を受けるための条件の一つとして、「新株予約権付与に関する調書」をストック・オプションが付与された日の属する年の翌年1月31日までに提出することとなっている。

（注2）特定株式とは、非課税措置の適用を受けて取得した株式をいう。

（注3）新株予約権を無償で発行した場合、または無償に類する発行をした株式会社。無償に類する発行とは、新株予約権の発行価額と新株予約権の権利行使価額の合計額が、新株予約権の発行決議の時における株式の時価に満たないものを言う。

## 新株予約権の付与に関する調書

権利者	住所又は居住	東京都江東区…番…号			
	氏名	(役職名)取締役 山田 太郎			相続人の有無 有・ <del>無</del>
区分	種類	株式数	1株当たりの権利行使価額	発行価額又は譲渡価額	
新株予約権	普通株式	5,000株	700円	無償円	
付与決議日	平成16年6月23日		権利行使可能期間	自平成18年7月1日	
付与契約締結日	平成16年6月28日			至平成23年8月31日	
(摘要)					
株式会社 (付与会社)	所在地	東京都千代田区…番…号			
	名称	株式会社A			

## 新株予約権の行使に関する調書

権利行使をした者	住所(居住)又は所在地	東京都江東区…番…号			
	氏名又は名称	(役職名)取締役 山田 太郎			相続人の有無 有・ <del>無</del>
種類	株式数	1株当たりの権利行使価額	権利行使時の払込金額	新株予約権の発行価額	
新株予約権	5,000株	700円	3,500,000円	無償円	
発行決議日	平成16年6月23日		権利行使日における1株当たりの株式の価額	900円	
権利行使日	平成20年2月28日				
(摘要)					
株式会社 (付与会社)	所在地	東京都千代田区…番…号			
	名称	株式会社A			